

令和8年度若年無業者等職業基礎訓練事業の公募に係る質問への回答について

No.	類型	公募資料	件名	質問内容	回答	回答日
1	安全衛生	要領P13	台風襲来時の対応について	台風襲来時に訓練を休校した日の扱いについて、委託料の考えはどうか。	その日は訓練すべき日から除外される。可能な限りその分を振り替えて訓練実施をお願いしたい。	4月28日 (説明会)
2	安全衛生	要領P13	台風襲来時の対応について2	台風襲来を想定して、あらかじめ予備日を設けたスケジュールを提示してもよいか。	はい。	4月28日 (説明会)
3	定員数	要領P14、15、17	コースの最少人数について	例えば、1つのコースで5人以上でなければ運営上難しいと判断してコースを設定し、実際にそれを下回る人数しか集まらなかった場合に、開講しないことは認められるのか。	委託者が申請時に示して、県との契約時に設定した最低開講人数を下回るようになった場合、県としては少人数でも訓練を実施できないかご相談させていただくことになるが、強制するものではない。	4月28日 (説明会)
4	訓練経費	要領P14、16、17	委託業者の訓練経費について	委託業者の訓練経費について、訓練生1人1か月当たりの金額が令和7年度の60,000円以内(外税)から令和8年度は64,000円以内(外税)になると以前に情報があったが、今回の公募要領を見ると60,000円以内(外税)と記載されているが、どちらが正しいのか。	公募要領の記載誤りであり、令和8年度は訓練生1人1か月当たりの金額は64,000円以内(外税)に変更する。	4月28日 (説明会)
5	実践能力習得訓練コース	要領P17	開講月を定めないコースについて	実践能力習得訓練コースに限り、7月から2月の範囲内で、開講月を定めないコースの申請ができるとあるが、7月からスタートの上半期のコースと、12月スタートの下半期コースを申請し、さらに期限を設けないコースも申請できるか。	スタンダードな7月から3か月コースや12月から3か月コースではタイミングが合わなかった方の参加を想定して追加したコースである。申請していただいた場合、コースの選定についてはその他の申請を含めた全体の中でのバランスを考慮することになる。	4月28日 (説明会)
6	訓練会場		訓練会場について	現在運営中のパソコン教室にて開催することは可能か。訓練生の席と専属の講師は確保するが、一般の方が同じ教室で他の授業を受講することは構わないか。	本事業の対象者は無業状態が続いているというセンシティブな特性を有することから、本事業の訓練生以外の方が同時に同じ教室を使うことなく、専用の教室を用意していただきたい。	4月28日 (説明会)